

兵庫医療大学リハビリテーション学部保護者会 会則

(趣旨)

第1条 兵庫医療大学リハビリテーション学部学生の保護者は、リハビリテーション学部保護者会（以下；本会という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本会は、兵庫医療大学（以下；本学という。）リハビリテーション学部学生の保護者間及び保護者と教員の交流を図り、情報や意見の交換の場とするとともに、意見具申や提案を通じて本学のリハビリテーション学部教育を支援することを目的とするものとする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 1, 保護者間及び保護者と教員の間、定期的な情報及び意見の交換
- 2, 学業及び学生生活に関する事項の、教員への相談及び提案
- 3, その他、本会が必要と認める活動

(会費)

第4条 本会の会員は、第3条に定める活動に資するため、入会時（原則として入学時の1年次前期学費納入時に代理徴収）に会費として10,000円を本会に納入するものとする。

②第3条に定める活動に資するため、特別会計として別途会費を、本会の議を経て、徴収することができるものとする。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(組織)

第6条 本会は、本学リハビリテーション学部学生の保護者をもって構成するものとする。

②本会に次の役員を置くものとする。

- 1, 会 長 1名
- 2, 副会長 2名
- 3, 幹 事 若干名（庶務担当、財務担当、ほか）
- 4, 監 事 2名（会計監事）

(役員)

第7条 会長等役員は、本会の議を経て決定するものとする。

- ②会長等役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- ③会長は、本会を管理し運営にあたる。
- ④副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故等がある時は、その職務を代行する。
- ⑤幹事は、リハビリテーション学部教授会の協力の下、本会の運営に必要な実務や管理などを行う。
- ⑥監事は、リハビリテーション学部教授会の協力の下、本会の運営に必要な会計管理などの監査を行う。

(改廃)

第8条 この会則の改廃は、本会の議を経て行うものとする。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年5月12日一部改定)

(平成27年10月1日一部改定)

改定記録

附 則

平成24年度第1・2・3・4年次生の保護者は、第4条第1項に定める維持会費の10,000円を、平成24年度後期学費納入時に納入するものとする。(廃止)

第3条 一部変更

附 則

この会則は、平成29年11月 1日より施行する。